Tialink 契約約款

この Tialink 契約約款(以下「本約款」といいます)は、スターティア株式会社 (以下「当社」といいます)が『Tialink』の名称で提供するインターネット接 続サービスのうち、動的 IP <u>に関する</u>サービス(以下「本サービス」といいま す)に適用されます。Tialink 固定 IP プランの契約については、当社が別途定 める Tialink 固定 IP プラン契約約款が適用されます。

第1章総則

第1条(本サービスの提供等)

- 2.本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
 - (10)契約者回線契約者が本サービスを受けるために別途契約する電気通信回線(ADSL 回線又は光回線)
- 3.当社が契約者に対して発する第2条に規定する通知は、本約款の一部を構成 するものとします。
- 4.当社が、本約款の他に本サービスに基づき別途定めるプラン及びコースの利用契約等で規定する本サービスの利用上の注意事項又は利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本約款の一部を構成<u>するものと</u>します。

第2条(通知)

1. 当社から契約者への通知は、**通知内容を**書面、電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載**の方法**など、当社が適当と判断する方法<u>により</u>行います。

Tialink 契約約款

この Tialink 契約約款(以下「本約款」といいます)は、スターティア株式会社(以下「当社」といいます)が『Tialink』の名称で提供するインターネット接続サービスのうち、動的 IP サービス(以下「本サービス」といいます)に適用されます。Tialink 固定 IP プランの契約については、当社が別途定める Tialink 固定 IP プラン契約約款が適用されます。

第1章総則

第1条(本サービスの提供等)

- 2. 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
 - (10)契約者回線契約者が本サービスを受けるために別途契約する電気通信 回線(光回線又は ADSL 回線)
- 3. 当社が契約者に対して発する第2条に規定する通知は、本約款の一部を構成します。
- 4. 当社が、本約款の他に本サービスに基づき別途定めるプラン及びコースの 利用契約等で規定する本サービスの利用上の注意事項又は利用条件等の告 知も、名称の如何にかかわらず、本約款の一部を構成します。

第2条(通知)

1.当社から契約者への通知は、書面、電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載など、当社が適当と判断する方法で行います。

- 2. 契約者は、以下の各号のいずれかの契約者の情報に変更が生じたときは、 遅滞なく、当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変 更届等の必要書類を提出**するものと**します。
- 3. 当社が、契約者の情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、 当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみな**され**ます。

第3条(本約款の変更)

- 1. 当社は、1 か月前までに当社のホームページ上で告知することにより本約款を変更することができるものとします。ただし、本規約の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は契約者の一般の利益に適合するような内容である場合、当社は直ちに本規約を変更することができるものとします。
- 2. 契約者が本規約の変更に同意できないときは改訂日までに当社に申し出る ことにより本契約を将来に向かって、解除することができるものとします。

第4条(合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第5条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。

第6条(協議)

本約款に記載のない事項及び記載された事項について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議することとします。

第2章利用契約の締結等

新

- 2. 契約者は、以下の各号のいずれかの契約者の情報に変更が生じたときは、 遅滞なく、当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更 届等の必要書類を提出します。
- 3.当社が、契約者の情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、 当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第3条(本約款の変更)

- 1. 当社は、1 か月前までに当社のホームページ上で告知することにより本約款を変更することができます。ただし、本規約の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は契約者の一般の利益に適合するような内容である場合、当社は直ちに本規約を変更することができます。
- 2. 契約者が本規約の変更に同意できないときは改訂日までに当社に申し出ることにより利用契約を将来に向かって、解除することができます。

第2章利用契約の締結等

新

第7条 (利用契約の単位)

利用契約は、アカウント ID ごとに締結されるものとします。

第8条(利用の申し込み)

1.本サービス利用の申し込みをする方(以下「申込者」といいます)は、本約款 に同意のうえ、当社所定の方法により**行うものとします**。

第9条(承諾)

- 1.当社が申込者に対して本サービスの利用に必要なアカウント ID 及びパスワ ードを送付又は発信した**時点で**利用契約が成立**するものと**します。
- 2.当社は、申込者による利用契約の申し込みを承諾しないことができます。当 2. 当社は、契約審査の結果、申込者による利用契約の申し込みを承諾しない 社は、利用契約の申し込みを承諾しない理由を申込者に説明する義務を 負わないものとします。
- 3.契約者は、契約者回線が利用できなくなったときは、本サービスが利用でき │3. 契約者は、契約者回線が利用できなくなったときは、本サービスが利用で なくなることについて、予め承諾するものとします。
- 4.当社は、電気通信事業法の要請がある場合は、契約成立後の契約書面を手渡 し、又は電子メール等の電磁的な方法にて交付するものとします。

第10条 (契約者の登録情報等の変更)

- 2.住所変更先のインターネットにかかる電気通信回線の状況により、既契約プ ラン**の**利用ができなくなる場合には、契約者は当社と協議し他のプラン を選択するものとします。
- 3.本条第 1 項の届出がなかったことで契約者が通信不能等の不利益を被った | としても、当社は一切責任を**負わないものとします**。

第11条 (利用契約の変更)

第4条(利用契約の単位)

利用契約は、アカウント ID ごとに締結されます。

第5条(利用の申し込み)

1. 本サービス利用の申し込みをする方(以下「申込者」といいます)は、本約 款に同意のうえ、当社所定の方法により行います。

第6条(承諾)

- 1. 当社が申込者に対して本サービスの利用に必要なアカウント ID 及びパスワ ードを送付又は発信したことをもって承諾の意思表示とみなし、利用契約 が成立します。
- ことがあります。
- きなくなることについて、予め承諾します。
- 4. 当社は、契約成立後の契約書面を電子メール等の電磁的な方法で交付しま す。

第7条 (契約者の登録情報等の変更)

- 2. 住所変更先のインターネットにかかる電気通信回線の状況により、既契約 プランが利用できなくなる場合には、契約者は当社と協議し他のプランを 選択するものとします。
- 3. 契約者が本条第 1 項の届出をしなかったことで通信不能等の不利益を被っ たとしても、当社は一切責任を負いません。

第8条(利用契約の変更)

契約者が利用する本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所 定の手続により、当社に変更を申し出るものとます。ただし、当社は、 契約者からの変更の申し込みを承諾しないことができるものとします。

第12条 (契約者からの解約、最低利用期間及び解約違約金)

1. 本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従 うものとします。

- (1)契約者が、利用契約を解約するときは、当社所定の解約届を当社に提 出するものとします。
- (2)本契約の課金開始日から23ヶ月を経過する日までを、本サービスの最 低利用期間とします。契約者が最低利用期間中に本条により本契約 を解約する場合、又は、最低利用期間中に本契約に違反するなどし て当社より契約を解除された場合は、お客様 ID 毎に以下の計算式に より算出された解約違約金が発生するものとします。

記

解約違約金=残利用期間(23ヶ月-利用月数)×780円(税抜)

以上

契約者が利用する本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の 手続を行うものとます。

第9条(契約者からの解約、最低利用期間及び解約違約金)

契約者が、利用契約を解約するときは、当社所定の解約届を当社に提出しま す。

2. 利用契約の課金開始日から 23 ヶ月を経過する日までを、本サービスの最 低利用期間とします。契約者が最低利用期間中に本条により利用契約を解約 する場合、又は、最低利用期間中に利用契約に違反するなどして当社より契 約を解除された場合は、お客様 ID 毎に以下の解約違約金を次項に規定される 方法で当社に支払うものとします。

(1)利用契約が電気通信事業法に定める法人契約に該当する場合

解約違約金=本サービスの残利用期間(23ヶ月-利用月数)×780円(税抜)

(2) 利用契約が電気通信事業法に定める法人契約に該当しない場合 解約違約金=780円(税抜)

- 3)当社は、解約日の翌々月末日までに、契約者に対して解約違約金の請求書を発行<u>するものと</u>します。契約者は、請求書の発行日の翌月 5 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に預金口座からの自動引き落としにより、解約違約金を当社に支払うものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、本契約が電気通信事業法に定める法人契約(以下 「法人契約」といいます。)に該当しない場合、解約違約金は、本サー ビスの1か月分の利用料金相当額を超えない金額である、お客様ID毎に 780円(税抜)とします。
- 3. 本サービスの利用契約の解約日は、当社が契約者より解約届を受領した 日の属する月の翌月末日とします。

第13条(初期契約解除制度)

- 1.本サービスは、電気通信事業法<u>の</u>第 26 条の 3 に定める初期契約解除制度の 対象役務です。ただし、法人契約の場合は、同法の規定により</u>初期契約 解除制度は適用されません。
- 2.本サービスの初期契約解除制度の適用対象となる契約者(以下「対象契約者」という) は、自己の都合のみによる場合であっても、契約書面の受領日から起算して8日以内に、書面により申し出ることにより、利用契約を解除することができるものとします。 初期契約解除書面の例

: https://www.startia.co.jp/documents/agreement/kaijo_dynamic.pdf

3.万が一、対象契約者が当社より初期契約解除制度に関して不実のことを告げられ、その内容が事実であると誤認したときは、前項の期間内に初期契約解除を行わなかった場合であっても、当社より改めて初期契約解除できる旨記載された契約書面を受領した日から起算して8日以内であれ

新

3.当社は、解約日の翌々月末日までに、契約者に対して解約違約金の請求書を発行します。契約者は、請求書の発行日の翌月5日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に預金口座からの自動引き落としにより、解約違約金を当社に支払うものとします。

4. 本サービスの利用契約の解約日は、当社が契約者より解約届を受領した日の属する月の翌月末日とします。

第10条(初期契約解除制度)

- 1. 本サービスは、電気通信事業法第 26 条の 3 に定める初期契約解除制度の 対象役務です。ただし、<u>利用契約が電気通信事業法に定める</u>法人契約の <u>とき</u>は、初期契約解除制度<u>の</u>適用<u>対象外となります</u>。
- 2. 本サービスの初期契約解除制度の適用対象となる契約者(以下「対象契約者」と<u>いいます)は</u>、契約書面の受領日から起算して8日以内に、書面により申し出ることにより、利用契約を解除することが<u>できます</u>。 初期契約解除書面の例
 - : https://www.startia.co.jp/documents/agreement/kaijo_dynamic.pdf
- 3. 万が一、対象契約者が当社<u>から</u>初期契約解除制度に関して不実のことを告げられ、その内容が事実であると誤認したときは、前項の期間内に初期契約解除を行わなかった場合であっても、当社<u>から</u>改めて初期契約解除できる旨記載された契約書面を受領した日から起算して8日以内であれば、前

ば、前項の手続きを行うことにより、利用契約を解除することができる

- 5.対象契約者が本条に基づき利用契約を解除した場合は、前条の解約違約金 は発生しません。ただし、この場合においても、対象契約者は、次の各 号を当社に支払うものとします。
- 6.対象契約者が初期契約解除制度に基づいて、利用契約を解除した場合は、利 用契約に基づいて既に当社に支払った金員から前項の各号の料金を差し 引いた金員の返還を当社より受けることができるものとします。

第14条(当社からの解約)

ものとします。

当社は、契約者に対して3か月以上前に書面にて通知することにより、 利用契約を解約することができるものとします。

第15条(権利の譲渡制限)

本約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受 ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の目的と することはできません。

第16条(設備の設置・維持管理)

1.契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本約款にて当社が行うもの 1.契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本約款にて当社が行うも と定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、 本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

項の手続きを行うことにより、利用契約を解除することができます。

5. 対象契約者が初期解除制度を利用して利用契約を解除した場合は、次の各 号を当社に支払うものとします。この場合、対象契約者は、前条に規定さ れる解約違約金を当社に支払う必要はありません。対象契約者が既に当社 に解約違約金を支払い済みの場合は、当社から当該解約違約金の返金を受 けることができます。

第11条(当社からの解約)

当社は、契約者に対して3か月以上前に書面にて通知することにより、利用 契約を解約することができます。

第12条(権利の譲渡制限)

本約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける 権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の目的とすること はできません。

第13条(設備の設置・維持管理)

のと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、 本サービスを利用可能な状態にします。

新

第3章サービス

第 17 条(本サービスの廃止)

1.当社は、都合により本サービスの全部又は一部を廃止することができるもの とします。

旧

する日の3か月前までに通知します。ただし、やむを得ない事情が発生 した場合は、当社は直ちに本サービスを廃止できるものとします。

第4章利用料金

第18条(本サービスの利用にかかる料金、算定方法等)

契約者の本サービスの利用にかかる料金(以下、「利用料金」といいます) は、当社が別紙に定めるとおりとします。

第19条(利用料金の支払義務)

- 1.契約者は、課金開始日から起算して利用契約の終了日までの期間について、 別紙に定める利用料金及びこれにかかる消費税相当額を当社に支払うも のとします。
- 2.前項の期間において第30条(サービスの提供の中止)に定める本サービス の提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない 状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこ れにかかる消費税相当額を当社に支払うものとします。
- 3.第28条(利用の制限)の規定に基づく利用の制限があったときであっても、13.第26条(利用の制限)の規定に基づく利用の制限があったときであっても、

第3章サービス

第 14 条 (本サービスの廃止)

- 1. 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を廃止することができます。
- 2.当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止 │2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃 止する日の3か月前までに通知します。ただし、やむを得ない事情が発生 した場合は、当社は直ちに本サービスを廃止できます。

第4章利用料金

第15条(本サービスの利用にかかる料金、算定方法等)

契約者の本サービスの利用にかかる料金(以下、「利用料金」といいます)は、 当社が別紙に定めるとおりです。

第16条(利用料金の支払義務)

- 1. 契約者は、課金開始日から起算して利用契約の終了日までの期間について、 別紙に定める利用料金及び消費税相当額を当社に支払うものとします。
- 2. 前項の期間において第26条(サービスの提供の中止)に定める本サービス の提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状 熊が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及び消費税 相当額を当社に支払うものとします。

契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額を当社

- **4.**本サービスの利用料金の日割計算は**行わないものとします。なお、**課金開始 日の属する月より利用料金が発生するものとします。
- めに帰さない事由により契約者がインターネット接続サービスを利用で きない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。
- 6.本約款に記載されている価格は、すべて税抜となります。

第20条(初期費用及び工事費の扱い)

に支払うものとします。

当社が契約者回線について、NTT 等の電気通信事業者との取次を行う場 合であっても、契約者は、契約者回線にかかる契約を当該電気通信事業 者との間で直接締結するものとし、当社は契約者回線の契約の当事者と ならないものとします。

第21条(利用料金の支払方法)

- 1.契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税相当額を、次の各 号のいずれかの方法で支払うものとします。
- 2.利用料金の支払が本条第1項第1号に定める預金口座振替による場合、利用 料金は本サービスを利用した月の翌々々月5日(当日が金融機関の休業日 のときは翌営業日)に契約者指定の金融機関の口座から引落されるものと します。
- 3.利用料金の支払が本条第1項第2号に定める銀行振込による場合、契約者は 利用料金を本サービスの利用月の翌々月末日(当日が金融機関の休業日 のときは翌営業日)までに当社の指定する銀行口座に振り込む方法によ

契約者は、その期間中の利用料金及び消費税相当額を当社に支払うものと します。

- 4. 本サービスの利用料金の日割計算は行いません。課金開始日の属する月か ら利用料金が発生します。
- 5.本サービスにおいて、NTT による契約者回線の工事日の遅れ等、当社の責 │ 5. 本サービスにおいて、NTT による契約者回線の工事日の遅れ等、当社の責め に帰さない事由により契約者がインターネット接続サービスを利用できな い場合であっても、利用料金が減額等になることはありません。
 - 6. 本約款に記載されている価格は、すべて税抜です。

第17条(初期費用及び工事費の扱い)

当社が NTT 等の電気通信事業者に契約者回線の契約の取次を行う場合、契約 者は、契約者回線にかかる契約は契約者と当該電気通信事業者との間で直接 締結されるため、当社が契約者回線の契約の当事者になることはありません。

第18条(利用料金の支払方法)

- 1. 契約者は、本サービスの利用料金及び消費税相当額を、次の各号のいずれ かの方法で支払うものとします。
- 2. 利用料金の支払が本条第1項第1号に定める預金口座振替の場合、利用料 金は本サービスを利用した月の翌々々月5日(当日が金融機関の休業日のと きは翌営業日)に契約者指定の金融機関の口座から引き落されます。
- 3. 利用料金の支払が本条第1項第2号に定める銀行振込の場合、契約者は利 用料金を本サービスの利用月の翌々月末日(当日が金融機関の休業日のと きは翌営業日)までに当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払

り支払うものとします。なお、このことにかかる振込手数料は、契約者

- 4.当社は、契約者が当社の関連会社(以下「関連会社」といいます。)の媒介 により本サービスを申し込んだ場合、本サービスの利用料金の請求業務 及び受領業務を、当該関連会社に委託することができるものとし、契約 者はこれを承諾するものとします。
- 5.前項の場合、契約者は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、本サービス │ 5. 前項の場合、契約者は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、本サービ の申込書に記載のとおり、本サービスの利用料金を関連会社に支払いま す。契約者から関連会社に対する支払いと同時に、契約者の当社に対す る本サービスの利用料金の決済は完了するものとします。

第5章契約者の義務等

の負担とします。

第22条 (ユーザ ID 及びパスワード)

1.契約者は、アカウント ID を適正に管理するものとし、第三者に開示、漏洩、 貸与し、又は第三者と共有しないものとします。

第23条(自己責任の原則)

- 1.契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた 一切の行為(前条により、契約者による利用又は行為とみなされる第三 者の利用や行為を含みます。以下、同様とします)とその結果について 責任を負うものとします。
- 3.契約者は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、3.

うものとします。振込手数料は、契約者の負担とします。

- 4. 当社は、契約者が当社の関連会社(以下「関連会社」といいます。)の媒 介により本サービスを申し込んだ場合、本サービスの利用料金の請求業務 及び受領業務を、当該関連会社に委託することができます。
- スの申込書に記載のとおり、本サービスの利用料金を関連会社に支払いま す。契約者から関連会社に対する支払いと同時に、契約者の当社に対する 本サービスの利用料金の決済は完了します。

第5章契約者の義務等

第 19 条 (ユーザ ID 及びパスワード)

1. 契約者は、アカウント ID 及びパスワードを適正に管理するものとし、アカ ウント ID 及びパスワードを第三者に開示、漏洩、貸与し、又は第三者と共 有することはできません。

第20条(自己責任の原則)

- 1. 契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされ た一切の行為(前条により、契約者による利用又は行為とみなされる第三 者の利用や行為を含みます。以下、同様とします)とその結果について責 任を負います。

当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果について は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

- 4.当社は、契約者がその責に帰すべき事由により当社に損害を被らせたとき は、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。
- 5.契約者は、本サービスを経由して、当社以外の第三者のコンピューターやネ │ 4. 契約者は、本サービスを経由して、当社以外の第三者のコンピューターや ットワーク(以下「第三者ネットワーク」といいます)を利用する場合 において、その管理者から第三者ネットワークの利用に係わる注意事項 が表示されている場合は、これを遵守し、その指示に従うとともに、第 三者ネットワークを利用して第24条(禁止事項)各号に該当する行為を 行わないものとします。
- 6.当社は、本サービス経由による第三者ネットワークの利用に関し、一切の責 | 5. 当社は、本サービス経由による第三者ネットワークの利用に関し、一切の 任を負わないものとします。
- 7.契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に 起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任は**すべて**契 約者が負うものとします。なお、当該サーバ等に起因して当社が損害を 被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第24条(禁止事項)

当社は、契約者の責に帰すべき事由により損害を被ったときは、契約者に当 該損害の賠償を請求することができます。

- ネットワーク(以下「第三者ネットワーク」といいます)を利用する場合 において、その管理者から第三者ネットワークの利用に係わる注意事項が 表示されている場合は、これを遵守し、その指示に従うとともに、第三者 ネットワークを利用して第21条(禁止事項)各号に該当する行為を行わな いものとします。
- 責任を負いません。
- 6. 契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等 に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任は契約者が 負うものとします。なお、当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場 合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第21条(禁止事項)

第22条(カスタマーハラスメントの禁止)

- 1. 契約者は、当社への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示 される社会通念上相当な範囲を超える行為(いわゆるカスタマーハラスメ ント)を行ってはならないものとします。
 - (1)身体的な攻撃(暴行、傷害)

In	₩ Γ
lfl	新
	(2)精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、人格を否定する発
	<u>言)</u>
	(3)威圧的な言動(威嚇行為)
	(4) 土下座の要求など合理的理由のない謝罪要求
	(5)継続的な言動又は執拗な言動(繰り返し又は執拗な電話連絡を含む)
	(6) 拘束的な言動(不退去、居座り、監禁、同様の要求やクレームを繰り返
	<u>す</u>
	ー ことによる長時間の拘束行為)
	ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー
	2. 契約者が、前項の規定に違反したときは、当社は、商品の交換、修理、サ
	ポート及び保守等の対応の一時停止又は中止をすることができます。当社
	が、本項の 規定に基づいて、契約者への対応を一時停止又は中止したとき
	は、当社は契約者に対して、債務不履行責任を負いません。
	3. 当社は、カスタマーハラスメントについて、警察及び弁護士などの外部機
	関と連携して厳正に対処します。

新

第6章当社の義務等

第25条(当社の維持責任)

第26条(本サービス用設備等の障害等)

1.当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったとき 1.当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったとき は、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。

旧

- 2.当社は、当社の設置した本サービス用設備等に障害が生じたことを知ったと きは、すみやかに本サービス用設備等を修理又は復旧します。
- きは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指 示**するものと**します。
- 4.当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一 4.当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は 部(修理又は復旧を含みます。)を第三者に委託することができるものとし ます。

第27条(通信の秘密の保護)

1.当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第 4条に基づき保護し、かつ、本サービスの円滑な提供を確保するため、又 は個人を特定できない態様(統計情報への編集・加工を含みます)において のみ、契約者の通信の秘密に属する情報を使用又は保存します。ただし、 当社が新規サービスを契約者に提供する場合に、あらかじめ契約者の承 諾を得た場合には、当該新規サービスに必要な範囲内で、契約者が使用 を承諾した情報の保存及び分析等を行うことができるものとします。

第6章当社の義務等

第23条(当社の維持責任)

第24条(本サービス用設備等の障害等)

- は、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知します。
- 2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備等に障害が生じたことを知った ときは、すみやかに本サービス用設備等を修理し又は復旧させます。
- 3.当社は、当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったと │3. 当社は、当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知った ときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指 示します。
 - 一部(修理又は復旧を含みます。)を第三者に委託することができます。

第25条(秘密保持)

- 1.当社は、契約者の個人情報、その他前条第1項に規定する通信の秘密に該当 しない情報(以下、あわせて「契約者情報等」といいます)を契約者本 人から直接収集し、又は契約者以外の者から適切に入手した場合には、 本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存する ことができます。また、契約者は当社による当該情報の適切な状況下の 保存及び利用に関し、承諾するものとします。
- 2.当社は、これら契約者情報等を承諾なく契約者以外の者に開示、提供せず、本サービス及び付随的サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。ただし、契約者に対し、当社又は当社の業務提携先等のサービスに関する案内を行う場合、又は広告宣伝のための電子メール等を送付する場合においてはこの限りではありません。
- 3.当社は、刑事訴訟法第 218 条 (令状による捜索) その他法令の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令に定める範囲で前項の守秘

(m)	Approx.
IFI IFI	新
	1. 当社は、電気通信事業法に従い、契約者の通信の秘密を保護します。
	2. 当社は、利用契約の遂行により知り得た契約者に関する情報(以下「秘密
	情報」といいます。)を、契約者の事前の書面による承諾を得ないで第三者
	に開示又は漏洩しないものとします。
	3. 当社は、秘密情報の漏洩、滅失、き損又は盗用を防止するための合理的な
	安全管理措置を講じます。
	4. 前各項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合、秘密情報を
	<u>必要な範囲内で開示することができます。</u>
	(1) 自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法
	律に基づき守秘義務を負う者に対して開示する場合
	(2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則
	その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合
	(3) 当社が NTT などの電気通信事業者、請求会社、自動振替口座の金融
	機関及び収納代行に対して、利用契約を遂行するために必要な範囲で開
	示する場合
	(4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開
	示に関する法律(プロバイダ責任制限法)に基づく発信者情報の開示要
	件を満たす開示請求があった場合、同法に定める手続きに従い、発信者
	情報を開示請求者に対して開示する場合
	5. 前各項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については、秘
	密情報としないものとします。ただし、個人情報については個人情報保護
	<u>法等の関連する法令を遵守して取り扱います。</u>
	(1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
	-

IE	新
	(2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
	(3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
	(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
	(5) 契約者から開示された情報によることなく独自に開発・取得してい
	<u>た情報</u>
	6. 本条の規定は、利用契約終了後も引き続き効力を有します。

第7章利用の制限、中止及び停止

第29条(利用の制限)

第30条(サービスの提供の中止)

- 1.当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (4)第 <u>29</u>条 (利用の制限) の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合

第31条(データ等の削除)

第32条(契約者への要求等)

- 1.当社は、〔1〕契約者による本サービスの利用が第 24 条 (禁止事項) の各 号に該当すると判断した場合、〔2〕当該利用に関し第三者から当社に対 しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、又は〔3〕 その他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当 該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずる ことがあります。
 - (1)第 24 条 (禁止事項) の各号に該当する行為をやめること、及び同様の行為を繰り返さないように要求します。
 - (2)第三者との間で、クレーム等の解消のための協議(裁判外紛争解決手続を含みます)を行うよう要求します。
 - (3)契約者が発信又は表示する情報を削除することを要求します
 - (4)事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は第三者が閲覧できない状態に置きます
 - (5)事前に通知することなく、契約者が情報を発信できないような一時的

第7章利用の制限、中止及び停止

第26条(利用の制限)

第27条(サービスの提供の中止)

- 1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (4) 第 <u>26</u>条 (利用の制限) の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合

新

第28条 (データ等の削除)

第29条(反社会的勢力の排除)

指置を執ります。 (6)第 33 条 (利用の停止)に基づき本サービスの利用を停止します。 (7)当社の保持する契約者の情報をもとに、当社より裁判所・警察等の公的機関への訴えを提起します。 2.前項の措置は第 23 条 (自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任	
(6)第 33 条 (利用の停止) に基づき本サービスの利用を停止します。 (7)当社の保持する契約者の情報をもとに、当社より裁判所・警察等の公的機関への訴えを提起します。 2.前項の措置は第 23 条 (自己責任の原則) に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任	
(7)当社の保持する契約者の情報をもとに、当社より裁判所・警察等の公的機関への訴えを提起します。 2.前項の措置は第23条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任	
的機関への訴えを提起します。 2.前項の措置は第 23 条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則 を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任	
2.前項の措置は第 23 条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則 を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任	
<u>を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任</u>	
<u>の原則が尊重されるものとします。</u>	
3.契約者は、本条第1項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課	
すものではないことを承諾します。また、当社が本条第 1 項に従った措	
<u>置を行った場合、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとしま</u>	
<u>す。</u>	
<u>第 33 条(利用の停止)</u>	
1.当社は、契約者	<u>:って</u>
<u>も次の各号を遵守することを確約します。</u>	
(1)自らが暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力	<u>」団員</u>
でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力]関係
企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他、	<u>.れら</u>
<u>に準ずる者(以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」という</u>	<u>,) に</u>
<u>該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと</u>	
(2)自らの役員、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社又は関連	<u>会社</u>
が前号に該当しないこと	
(3)自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、	7迫、
恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いた不当な要求行	為、

IΠ	新
	業務の妨害及び信用の毀損をする行為、その他これらに準ずる行為等を
	<u>行わないこと</u>
	2.前項の規定違反により利用契約が解除された場合、解除された者は、その相
	<u>手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとします。また、解除さ</u>
	れた者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請
	<u>求を行うことができません。</u>
	第30条(利用契約の解除)

ΙĦ	新
が次の各号のいずれかに該当 <u>する場合は、本サービスの利用を即時に停止す</u>	契約者又は当社は、その相手方が次の各号のいずれかに該当
<u>ることがあります。</u>	
(1)支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合	
(2)当社指定の決済方法登録申込書が返送期限までに到着していない場合	
(3)契約者に対する破産の申立があった場合、又は契約者が成年後見開始	
の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合	
(4)本サービスの利用が第 23 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、前	
条(契約者への要求等)第1号及び第2号の要求を受けた契約者が、	
当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合	
(5)前各号のほか本約款に違反した場合	
2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ	<u>した</u> ときは
<u>停止の理由を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合は、この</u>	
<u>限りではありません。</u>	
3.契約者がアカウント ID を複数個保有している場合において、当該アカウン	1. 当該相手方へ何らの催告も要せず直ちに利用契約の全部もしくは一部を解
トIDのいずれかが前条第1項又は本条第1項により使用の一時停止又は	除することができます。本条に基づく利用契約の解除の効果は解除日より
解約となった場合、当社は、当該契約者が保有するすべてのアカウント	<u>将来に向かって効力を有し、過去に遡及しません</u> 。
ID の使用を一時停止、又は解約とすることができるものとします。	
4.前項の場合、契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期	
日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日か	
ら支払日までの日数に、年 14.6%の割合で計算した金額を延滞損害金と	
<u>して、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する</u>	
<u>方法で指定した日までに支払うものとします。</u>	
<u>5.本条</u>	(1)監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき

旧	新
	(2)手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、銀行取引停止処分を受けた
	とき又は支払停止もしくは支払不能の状態におちいったとき
	(3)第三者より差押え、競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたと
	<u> </u>
	(4)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の
	申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。
	(5)解散(合併による場合を除く)の決議をしたとき
	(6)資産又は信用状態に重大な変化が生じ、利用契約に基づく債務の履行が
	困難になるおそれがあると認められるとき
	(7)違法に、又は公序良俗に反する態様にて当該サービスを利用したとき
	(8)本サービスを直接又は間接に利用する第三者又は当社に対し、支障を与
	<u>える態様にて本サービスを利用したとき</u>
	(9)当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを
	利用したとき - The state of the st
	(10)第21条(禁止事項)に違反したとき
	(11)第 22 条 (カスタマーハラスメントの禁止) に違反したとき
の <u>定めは、当社が契約者</u> 	(11)前条(反社会的勢力の排除)に違反したとき
	(12)その他前各号に準ずるような利用契約を継続し難い重大な事由が発生
	したとき
	2. 契約者又は当社は、相手方が利用契約に違反し、相当の期間を定めてなし
	た催告後もこれが是正されない場合は、利用契約の全部又は一部を解除す
	<u>ることができます。</u>

旧	新
1. に対して	3. 契約者又は当社が前二項のいずれかに該当したときは、期限の利益を喪失
	し、相手方に対して直ちに一切の債務を履行しなければなりません。
2. 損害賠償 <u>を</u> 請求 <u>することを制限するものではありません。</u>	4. 利用契約の解除は、解除事由に該当した当事者への損害賠償請求を妨げま
	<u>せん。</u>
	5. 契約者が本条第1項のいずれかに該当したときは、当社は、本サー
	ビスを一時停止又は中止することができます。

第8章損害賠償等

第34条(損害賠償の制限)

4.当社は、以下の<u>方法</u>のいずれか<u>、又はこれら</u>を<u>組み合わせることにより</u>前項 の賠償請求に**応じます**。

第35条(免責)

3.当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を**負わないものとします**。

第36条(不可抗力)

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による本契約の全部又は一部(金銭債務を除く)の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生をすみやかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとします。

第37条 (Tialink IPoE プラン特約)

2. 「IPoE プラン」は、「Tialink IPoE プラン重要事項説明」に定める当社が 指定する構成(以下「指定構成」といいます)を前提としたサービスで す。契約者は、「IPoE プラン」を申込後に指定構成を変更した場合、当 社が「IPoE プラン」の継続的な提供ができないことをあらかじめ承諾し、

第8章損害賠償等

第31条(損害賠償の制限)

4. 当社は、以下の<u>各号</u>のいずれか<u>一つ以上</u>を前項の賠償請求に<u>代わる契約者</u> への補償とすることができます。

第32条(免責)

3. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた 紛争等に関して、一切責任を負いません。

第33条(不可抗力)

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による利用契約の全部又は一部(金銭債務を除く)の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生をすみやかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとします。

第34条 (Tialink IPoE プラン特約)

2.「IPoE プラン」は、「Tialink IPoE プラン重要事項説明」に定める当社が 指定する構成(以下「指定構成」といいます)を前提としたサービスです。 契約者は、「IPoE プラン」を申込後に指定構成を変更した場合、当社が「IPoE プラン」の継続的な提供ができないことをあらかじめ承諾し、指定構成以

指定構成以外の構成により生じた不具合やトラブルについて、当社に対 し一切の主張はできないものとします。

- 3. 「IPoE プラン」は、その利用にあたり、NTT(東日本電信電話株式会社 | 3. 「IPoE プラン」は、その利用にあたり、NTT(東日本電信電話株式会社及び および西日本電信電話株式会社を指します)が提供するアクセス回線の 付加サービスである「フレッツ・v6 オプション」の申込みが必要となり ます。契約者は、当該申込みにあたり、以下の各号に定める事項を遵守 し、あらかじめ同意するものとします。
- 5. 第12条(契約者からの解約、最低利用期間及び解約違約金)第1項及び 第2項は、「IPoEプラン」に適用しないものとします。
- 6. 第12条(契約者からの解約、最低利用期間及び解約違約金)第3項の定 6. 第9条(契約者からの解約、最低利用期間及び解約違約金)第3項の定め めにかかわらず、本サービスの利用契約の解約日は、原則として、当社 が契約者より解約届を受領した日の属する月の翌月 20 日とします。ただ し、当社が事前に通知した場合は、当社が指定する日を解約日とします。

外の構成により生じた不具合やトラブルについて、当社に対し一切の異議 を申し立てることはできません。

- 西日本電信電話株式会社を指します) が提供するアクセス回線の付加サー ビスである「フレッツ・v6 オプション」の申込みが必要となります。契約 者は、当該申込みにあたり、以下の各号に定める事項を遵守し、あらかじ め同意します。
- 5. 第9条(契約者からの解約、最低利用期間及び解約違約金)第1項及び第2 項は、「IPoEプラン」に適用されません。
- にかかわらず、本サービスの利用契約の解約日は、原則として、当社が契 約者より解約届を受領した日の属する月の翌月20日とします。ただし、当 社が事前に通知した場合は、当社が指定する日を解約日とします。

第9章 管轄合意等

第35条(合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京 簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 36 条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されます。

第 37 条(協議)

本約款に記載のない事項及び記載された事項について疑義が生じた場合は、

旧	新
	<u>両者誠意をもって協議することとします。</u>
以上	以上
	2025年5月11日改訂